

新見市告示第 1 4 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 条第 2 項の規定による建築主事を新見市に、平成 1 9 年 4 月 1 日から設置する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日

新見市長 石 垣 正 夫